

出水市立図書館公式 Instagram に関する運用規定

令和2年4月

(目的)

- 1 Instagram が持つ特性を活かし、出水市立図書館（以下、「市立図書館」という。）のイベント情報や館内の情報などをお知らせする。出水市立図書館公式 Instagram（以下、「公式アカウント」という。）を通じての情報発信にあたり、誤解や混乱を生じることのないよう運用方針を次のとおりに定める。

(適用)

- 2 この運用規定は、「出水市立図書館ソーシャルメディアなどに関するガイドライン」に基づき、スタッフが職務の一環として Instagram のアカウントを取得し、公式アカウントを使って情報発信をする際に適用する。

(掲載内容)

- 3 (1) 市立図書館の施設、イベント・講座・展示等の情報
(2) 市立図書館の所蔵資料に関する情報
(3) その他、市立図書館に関する情報等

(運用時間など)

- 4 第3項に掲げる内容を、不定期に掲載することとし、掲載は、原則として開館時間帯に行います。

(アカウント登録)

- 5 投稿担当者がアカウント（ユーザー名・名称・パスワード・メールアドレス）の登録及び総括的な事務にあたる。
- 6 ユーザー名及びパスワードは、SNS 管理責任者（以下、「責任者」とする。）が定める。
- 7 名称は「出水市立図書館」とする。
- 8 登録するメールアドレスは出水市立図書館の SNS 専用アドレスとする。

(情報発信)

- 9 情報発信を希望するスタッフは、掲載原稿を提出する。
- 10 市立図書館としての情報発信は原則として公式アカウントから行うものとする。投稿担当者やその他スタッフが使用する個人アカウントからは、市立図書館としての情報発信を行ってはならない。

- 11 情報発信を行う場合は、必ず市立図書館内で行うものとする。個人が所有するパソコンやモバイルを使用しての情報発信作業を等行ってはならない。
- 12 投稿担当者が図書館の公式アカウントを使用する場合に使う機能は原則として、写真を中心とした投稿のほか、説明文やハッシュタグを使用した投稿のみとする。

(ユーザー名・パスワードの管理)

- 13 アカウントのユーザー名・名称は変更してはならない。
- 14 パスワードは部外者に開示してはならない。

(意思決定)

- 15 情報発信については、原則として責任者の決裁を必要とする。ただし、次に掲げる Instagram の特性や情報発信の即時性を考慮し、責任者の判断により直接情報発信をできるものとする。
 - (1) 既に一般に周知されている事項について再度、正しい情報として発信する場合
 - (2) イベント等の現況・結果などについて情報発信する場合
 - (3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合

(フォローの禁止)

- 16 市立図書館以外のアカウントには、市立図書館の関連の情報発信しているアカウントでも、原則としてフォローしない。ただし、公的機関や責任者が、業務上関係が深いと認めるアカウントについては例外とすることができる。

(市立図書館以外のアカウントへのコメント及び返信コメントの禁止)

- 17 市立図書館以外のアカウントへのコメントは行わない。ただし、第 16 項において、フォローしている公的機関、業務上関係が深いと認めるページまたはアカウントへのコメントは責任者の判断で例外とすることができる。
- 18 公式アカウントに対するコメント（意見や反応等）については、返信コメントしない。ただし、第 15 項の各号を満たし、即時かつ正確に回答ができるものについては、責任者の判断で直接返信コメントまたは、全体に向けてコメント（情報発信）するものとする。
- 19 公式アカウントに対する関係ないコメントや以下に該当すると判断したコメントについては、責任者の判断で投稿者に断りなく、全部または一部を非表示または削除し、ユーザーのブロックするものとする。
 - ① 法律、法令等に違反する内容、または違反する恐れはある内容
 - ② 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
 - ③ 政治・宗教活動を目的とするもの

- ④ 著作権、商標権、肖像権など市または第三者の知的所有権を侵害するもの
- ⑤ 広告、宣伝、勧誘、営業活動、その他営利を目的とするもの
- ⑥ 人権、思想、信条等の差別、または差別を助長させるもの
- ⑦ 公の秩序または全量の風俗に反する内容
- ⑧ 虚偽や事実と異なる内容、及び単なる噂や噂を助長させるもの
- ⑨ 承諾なく個人情報を特定、開示、漏えいする等プライバシーを侵害するもの
- ⑩ 有害なプログラム等
- ⑪ わいせつな表現などを含むもの
- ⑫ その他、市及び指定管理者が不適切と判断したもの

(市立図書館以外アカウントの「いいね」機能使用禁止)

- 20 市立図書館以外アカウントでは「いいね」機能を使用しない。ただし、第15項において、フォローしているアカウントや公的機関、業務上関係が深いと認めるアカウントからの情報発信については、責任者の判断で例外とすることができる。
- 21 当アカウントへ市民などからの投稿に対しては、「いいね」機能を使用しない。ただし、第15項において、フォローしているアカウントや公的機関、業務上関係が深いと認めるアカウントからの情報発信については、責任者の判断で例外とすることができる。
- 22 当アカウントをホームページ上に掲載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。
- 23 ガイドライン及びこの運用規定をホームページ上に掲載するとともに禁止事項を明示する。

(なりすましへの対応)

- 24 なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(遵守事項)

- 24 法令及びガイドライン、この運用規定を遵守すること。

(登録の解除等)

- 25 法令及びガイドライン、この運用規定に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、情報発信を止めさせ、別にアカウントを作成している場合は、そのアカウントを削除させることができる。

(協議事項)

- 26 この規定に定めていないものについては、責任者が協議して定めるものとする。

(免責事項)

27 投稿は最新の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有能性について保証するものではありません。また、図書館等の情報すべてを発信するわけではありません。投稿により生じた損害について、いかなる場合でも一切責任を負いません。

(既定の変更について)

28 この規定は、予告なく変更する場合がある。

付 則

1. この規定は、令和2年4月21日より実施する。